

# 第5期池田市障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の概要

## 計画の策定にあたって

### ◆計画策定の背景と趣旨

- 平成24年3月に「第4期障害者計画」を策定。
- 平成27年3月に「第4期障害福祉計画」を策定。
- 今回の計画策定は、現行計画が終期を迎えるとともに、新たに障害児福祉計画の策定が義務づけられたことを受けて、国の制度改革や社会経済情勢の変化等をふまえ、策定するもの。
  - ・障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法、障害者優先調達推進法の施行、障害者雇用促進法、児童福祉法の改正

### ◆計画の位置づけと期間

- 「第5期障害者計画」は、障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画。平成30～35年度の6年間。
- 「第5期障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画。「第1期障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」。平成30～32年度の3年間。
- 「池田市支え合いを大切にす福祉のまち基本条例」（第8条）に基づき関連計画・構想との整合・調整を図りながら策定。

## 障がいのある人を取り巻く状況

### ◆障がいのある人の状況 ※平成29年(2017年)3月時点

- 身体障がい者手帳の所持者は近年は3,400人前後で横ばい傾向。
- 療育手帳の所持者は近年は600人台で増加の傾向。
- 精神障がい者保健福祉手帳の所持者は800人台で毎年増加の傾向。

### ◆市民の意識

- 本人や家族の高齢化が進んでおり、親なき後の生活に対して多くの人が不安を感じている。また、地域で安心して暮らせる生活の場としてグループホームの充実を望む声が多く見られる。
- アンケート回答者の65.7%が障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがあると答えており、障がいのある人に対する市民の理解や配慮を深めるため、学校教育や広報・啓発活動を通じた一層の取り組みが求められている。
- 地域の学校で障がいのない子どもと共に学ぶ環境を望む人が多くを占めており、保育・教育体制の充実や就学前から学校卒業までの切れ目のない支援のしくみづくり、教職員や子ども、保護者の障がいへの理解促進などが求められている。
- 若年層を中心に何らかの形で働くことを希望する人が多く、職場における障がいのある人への理解や配慮、就労支援施策の充実等が求められている。
- 障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスに関しては、専門性の高い相談支援体制や日中活動の場、生活の場の充実、制度・サービスに関する情報の周知などが求められている。
- 災害など緊急時に不安を感じている人が多く見られる。
- 市内各所で移動しやすい環境づくりを望む声が見られる。

## 計画の基本的な考え方

### ◆基本理念

一人ひとりの人格と個性を尊重した  
共に生きる地域社会づくり

### ◆今後の施策推進に向けた課題

- ①障がいのある人への理解の促進と権利擁護の推進
- ②障がいのある人の地域生活を支える取り組みの充実
- ③障がいのある子どもを育むための体制の充実
- ④障がいのある人の就労機会の拡大、就労・定着支援
- ⑤障がいのある人の社会参加の促進

### ◆基本目標と施策の体系

互いに尊重し合い、支え合うまち

安心して暮らせるまち

自分らしく輝き、活動できるまち

## 推進施策

### 啓発・交流

すべての市民が人権を尊重し、差別や偏見を取り除いて互いに理解を深めながら、ともに支え合い、助けあえる社会づくりを進める。

### 地域福祉

地域における支え合い、助け合いの活動にだれもが気軽に参加でき、地域における交流の輪や見守りが広がるよう働きかける。

### 権利擁護

成年後見制度など権利擁護の推進に取り組むとともに、障がい者差別を解消するための取り組み、障がいのある人への虐待防止に向けた取り組みをより一層進める。

### 情報提供・相談支援

多様な媒体を通じた情報提供、相談支援体制のさらなる充実を図る。

### 保健・医療

保健・医療サービス、リハビリテーション等の充実、心身の健康づくりの推進に努める。

### 福祉サービス

生活支援制度、福祉サービスの一層の充実と情報の周知に努める。

### 生活環境

すべての人が安心して快適に暮らせるよう、公共施設などの環境整備を進める。

### 緊急時の支援

災害時の避難支援など防災体制、防犯体制の充実を図る。

### 発達支援・教育

発育発達上の課題のある児童や保護者に適切な支援が行えるよう、療育相談・支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりの教育課題に対応し、その可能性を最大限に発揮できるような教育を推進する。

### 雇用・就労

障がいのある人に対する就労支援体制の確立に努めるとともに、相談支援・情報提供体制、職業訓練などの支援体制づくり、福祉的就労の場の環境づくりに努める。

### 社会参加

意思疎通支援や外出支援などを通じて、地域で行われる幅広い活動に参加するための条件整備を進める。また、障がいのある人や家族が社会参加しやすい環境づくりに努める。

## 障がい福祉サービス等の内容と見込み

### ◆第5期障害福祉計画

- 成果目標
  - ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
  - ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ③障がい者の地域生活の支援
  - ④福祉施設から一般就労への移行等
- 障がい福祉サービス、地域生活支援事業の利用者数と量の見込み

### ◆第1期障害児福祉計画

- 成果目標
  - ①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
  - ②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
  - ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- 障がい児福祉サービスの利用者数と量の見込み

## 計画の推進に向けて

### ◆計画の推進体制

行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。また、地域住民、関係団体、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にししながら、相互の連携強化を図る。

### ◆進行管理

各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行い、施策の充実・見直しについての検討を進める。